

指定居宅介護支援事業所ながまち荘重要事項説明書

(令和8年6月1日)

居宅介護支援の提供開始に当たり、厚生省令第38号第4条に基づいて、重要事項を次のとおり説明します。

1 法人及び事業主体										
区 分		内 容								
法人	名 称	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部山形県済生会								
	所 在 地	山形市沖町79番地の1								
	代 表 者	支部長 鈴木 光弘								
	電 話 番 号	023(682)1131								
事業所	名 称	指定居宅介護支援事業所ながまち荘								
	所 在 地	山形市長町751番地								
	管 理 者	管理者 高橋 千明								
	事業の種類		介護保険事業所指定番号				入所・ 利用定員			
			指定年月日		指定(更新)年月日					
	居 宅 介 護 支 援 事 業		更新有効期間							
			山形県0670100015							
			平成11年8月2日		令和8年3月10日					
			令和8年4月1日～令和14年3月31日							
	通常の実施区域	山形市内全域								
	電 話 番 号	023(681)2865								
	ファクシミリ番号	023(684)2394								
電 子 メ ー ル	nagamachi-cm@yamagata-saiseikai.org									
項 目		内 容								
2 事業の目的及び事業所運営の方針										
(1)事業の目的		居宅介護支援事業の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、介護支援専門員及びその他の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供する。								
(2)運営方針		ア 当事業所は、利用者が心身の状況並びに環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられるよう支援する。 イ 当事業所は利用者の意思、人格を尊重し、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所を紹介し、常に利用者の立場に立って公平中立にサービスの提供を行う。また、位置付けた事業所等の選定理由の説明を求めることができることについて説明を行う。 ウ 当事業所は、市町村、地域包括支援センター、他指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業者、介護保険施設と連絡調整を図りながら効率的な運営に努める。								
3 職員の職種・員数及び職務内容										
(1)職員の職種・員数		職種	員数	常勤		常勤以外		常勤 換算	指定 基準	摘要
				専従	兼務	専従	兼務			
		管理者	1人		1人				—	
		主任介護支援専門員	3人	2人	1人					
		介護支援専門員	人	人	人				—	
		事務職員	1人	1人	人				—	
計		5人	3人	2人				—		

(2)職務内容	管理者	事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。		
	主任介護支援専門員 介護支援専門員	ア 居宅介護サービス計画の作成 イ 居宅介護サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に 行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行 うとともに利用者についての解決すべき課題の把握を行 い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サー ビス事業者等の連絡調整その他便宜の提供を行う。 ウ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難に なつたと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又 は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他 の便宜の提供を行う。 エ 介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者 等から依頼があつた場合には、居宅における生活への円滑 に移行できるよう、予め、居宅サービス計画の作成等の援 助を行う。		
	事務職員	必要な事務を行う。		
(3) 職員の勤務体 制	勤務形態	始業時間	終業時間	休憩時間
	日 勤	8：30	17：30	12：30～13：30
(4) 職員の専門資 格取得の状況	主任介護支援専門員 3 人、介護福祉士 3 人 社会福祉主事 1 人、			
4 営業日及び営業時間				
(1)営業日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日 1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日から 31 日までを除く。			
(2)営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで			
5 居宅介護支援の事業内容及び利用料				
(1) 事業の提供方 法及び内容	・事業の提供方法 (1)利用者の相談を受ける場所 ア 居宅介護支援事業所内の相談室 イ 利用者の居宅 ウ 利用者の入院先の病院 エ 利用者の入所先の介護保険施設 (2)課題分析 ア 居宅サービス計画ガイドライン方式 ・事業の内容 ア 指定居宅介護支援事業者及び保健医療サービス及び福祉サービス機関との連 絡調整 イ 要介護認定の申請 ウ 利用料等の受領 エ 保険給付の償還請求のための証明書の交付 オ 利用者に関する市町村への通知 カ 居宅サービス計画の作成 キ 介護保険施設の紹介 ク 相談業務 ケ 課題分析 コ その他指定居宅介護支援に関する必要な事項			

(1) 事業の提供方法及び内容	(3)平時からの医療機関との連携 ア 利用者が医療系のサービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付する。 イ 介護サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行う。 ウ 利用者が入院した場合には、担当の介護支援専門員の氏名等を、入院先の医療機関に提供するよう依頼します。		
(2)利用料	・居宅介護支援費(月額) (単位：円)		
	対象	要介護度	月額
	居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護 1・2	10,860
	〈取扱件数が 40 件未満〉	要介護 3・4・5	14,110
	【初回加算】……3,000 円(月額)		
	・新規に居宅サービス計画を策定した場合		
	・要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合		
	【特定事業所加算(Ⅱ)】……4,210 円(月額)		
	・主任介護支援専門員を配置していること並びに常勤且つ専従の介護支援専門員 3 名以上を配置しています。		
	・介護支援専門員 1 人当たりの利用者の平均件数が 44 件以上ではありません。		
・24 時間連絡体制を確保し、且つ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保しています。			
・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての伝達等を目的とした会議を定期的に開催します。			
・法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備をしています。			
・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施します。また、地域包括支援センターが実施する事例検討会等に参加します。			
・家族に対する介護者等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加します。			
・特定事業所集中減算の適用を受けていません。			
・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。			
【入院時情報連携加算】			
① 入院時情報連携加算Ⅰ……2,500 円(月額)			
・入院日に情報提供を行った場合に算定します。			
② 入院時情報連携加算Ⅱ……2,000 円(月額)			
・入院日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合に算定します。			
【退院・退所加算】…4,500 円(カンファレンス参加無) 6,000 円(カンファレンス参加有)(月額)			
・病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護福祉施設、若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合において、職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、調整を行った場合に、入院又は入所期間中につき 3 回を限度として算定します。			
【通院時情報連携加算】……500 円(月額)			
・利用者が医師又は歯科医師等の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定します。			
【緊急時等居宅カンファレンス加算】……2,000 円(月額)			
・病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定します。			

	【ターミナルケアマネジメント加算】……4,000 円（月額） ・終末期の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得つつ、頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業者へ提供した場合に算定します。 【処遇改善加算】 ・介護従事者の人材確保の促進、またベースアップにつながることを目的に、1 月当たりの総単位数に居宅介護支援 2.1%を乗じた単位数を加算します。 ※介護保険が適用される場合の報酬は 1 か月単位で介護保険から直接、当事業所に給付されますので、利用者の負担はありません。	
6 秘密保持	正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者へ漏らしません。この取扱は契約終了後も同様とします。	
7 サービスの利用方法		
(1) サービスの利用開始	・お電話等で申し込みください。当事業所の職員がお伺い致します。 ・説明のうえ、契約した後、サービスの提供を開始します。	
(2) サービスの終了	・利用者の都合でサービスを終了する場合 文書で申し出てくだされば何時でも解約できます。 ・この契約は自動的に終了します。 (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合 (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援と認定された場合 (3) 利用者が死亡した場合 ・利用者もしくは代理人と協議の上、同意が得られた場合契約を終了します。 (1) 小規模多機能型居宅介護、グループホーム等へ入所した場合 (2) 医療施設（介護療養型含む）へ入院し、3 か月以上継続入院となる場合 (3) 利用者が在宅生活で3 か月以上介護保険サービスの利用が無い場合	
8 地域との交流		
(1) 実習生の受容	法定研修等における実習受入事業所となるなど、人材育成への協力体制の整備を行い、定期的及び随時実習生の受け入れを行っています。ご理解とご協力をお願いします。	
9 相談窓口		
(1) 指定居宅介護支援事業所ながまち荘	担 当 者	管理者 高橋 千明
	所 在 地	山形市長町 751 番地
	電 話 番 号	0 2 3 (6 8 1) 2 8 6 5
	ファクシミリ番号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 4
	利 用 時 間	月～金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。 ※上記電話番号で、24 時間連絡がつく体制となっております。
(2) 山形市役所指導監査課	所 在 地	山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号
	電 話 番 号	0 2 3 (6 4 1) 1 2 1 2 (代)
	ファクシミリ番号	0 2 3 (6 2 4) 8 8 8 7
	利 用 時 間	月～金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(3) 山形県国民健康保険団体連合会	所 在 地	寒河江市大字寒河江字久保 6 番地
	電 話 番 号	0 2 3 7 (8 7) 8 0 0 6 (苦情・相談専用)
	ファクシミリ番号	0 2 3 7 (8 3) 3 3 5 4 (苦情・相談専用)
	利 用 時 間	月～金曜日 午前 9 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分 (祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く)

10 苦情解決体制			
(1) 苦情解決責任者	山形県済生会 医療福祉セン ター	担 当 者	支部長 鈴木 光弘
		所 在 地	山形市沖町 79 番地の 1
		電 話 番 号	0 2 3 (6 8 2) 1 1 3 1
		ﾌｧｸｼﾐﾚ番号	0 2 3 (6 8 2) 1 1 3 2
		受 付 時 間	月～金曜日 午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
	ながまち荘	担 当 者	施設長 岩崎 勝也
		所 在 地	山形市長町 751 番地
		電 話 番 号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 1
		ﾌｧｸｼﾐﾚ番号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 4
		受 付 時 間	月～金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(2) 苦情受付担当者	山形県済生会 医療福祉セン ター	担 当 者	事務局長 長岡 淳司
		所 在 地	山形市沖町 79 番地の 1
		電 話 番 号	0 2 3 (6 8 2) 1 1 3 1
		ﾌｧｸｼﾐﾚ番号	0 2 3 (6 8 2) 1 1 3 2
		受 付 時 間	月～金曜日 午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(3) 苦情受付担当者	ながまち荘	担 当 者	業務主査 清野 哲也
		所 在 地	山形市長町 751 番地
		電 話 番 号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 1
		ﾌｧｸｼﾐﾚ番号	0 2 3 (6 8 4) 2 3 9 4
		受 付 時 間	月～金曜日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分 但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く
(4) 第三者委員	鈴木 弥夫	連絡先	soudan@yamagata-saiseikai.org
	飯澤 ひろみ		
	芳賀 豊松		
11 事故発生の防止 及び発生時の対応	・ 事故発生の防止及び発生時の対応のために、安全管理指針、事故発生時の対応マニュアルを整備します。 ・ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。それに伴う安全対策体制のための担当者を設置します。 ・ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を、定期的を実施をします。 ・ 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、利用者に対する事業の提供により損害を与えたときは、その損害を速やかに賠償します。 ・ 事故発生時においては、別に定める『ながまち荘事故発生時の対応マニュアル』に定めるところにより、対応いたします。		
12 虐待防止・身体 拘束等の適正 化のための 措置	・ 虐待の防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。 ・ 職員に対し虐待防止、身体拘束廃止のための研修を定期的を実施します。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。		
13 業務継続計画の 策定	・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を行います。 ・ 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。 ・ 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行います。		
14 第三者評価の受 審について	山形県福祉サービス第三者評価事業については受審していません。		

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者及び代理人に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

説明者	名 称	指定居宅介護支援事業所ながまち荘	
	所在地	山形市長町751番地	
	職 名	介護支援専門員	
	氏 名		㊞

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けて、受領しました。

利用者	住 所	
	氏 名	㊞

代理人	住 所	
	氏 名	㊞